

# 間伐をしましょ!!

## 5反未満造林事業について

間伐等促進法に基づき、町内での間伐等の促進を図るため、町内全域の民有林を対象として「大山町特定間伐等促進計画」を作成しました。

この計画に定める民有林において、1反～5反未満の森林を整備される場合に補助が出ます。補助内容は次のとおりです。



補助率 事業費の4割（事業費は鳥取県で定められる標準単価を適用します。）  
事業費＝標準単価×面積×1.7（「特定間伐等促進計画」に定められていることで、1.7をかけることができ、実質68%の補助となります。）

作業区分	補助対象要件等
新植（植林）	1反当たり200本以上の植栽
下刈り	植栽年から必要に応じて10年生まで
除・間伐	11年生以上、間伐は20%以上の伐採
枝打ち※	※基本的に補助対象ではありません。間伐と一緒に行う場合に限り補助対象となります。
雪起こし	2年生から10年生まで

### 注意事項

- 事前申請となりますので、事前着手は補助対象外となります。
- 事業年度は平成21年度から平成24年度までです。  
(生きがい林業促進事業は平成20年度で廃止となりました。)
- 作業を委託される場合でも対象となります。(生きがい林業促進事業は自家労力で行う場合のみが対象でした。)
- 申し込み先は役場・農林水産課です。

【参考】1反=0.1ha=10アール=1,000m<sup>3</sup>

# お願いします

## 浄化槽の適正管理

浄化槽は、公共下水道が整備されていない区域などで、水洗便所の汚水や風呂・台所などの生活雑排水の汚れをきれいにし、川などへ放流するための設備です。

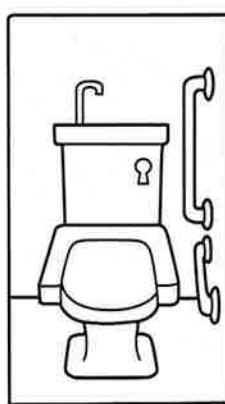
しかし、浄化槽の管理が不十分な場合、汚れたままの汚水等が川などへ流れ出てしまい、悪臭や河川などの水質悪化の原因になります。

大切な自然を守り、また生活環境を保全するため、浄化槽を使用されている方は「浄化槽管理者」として浄化槽法に基づき適正な管理をお願いします。

また、引っ越し等で浄化槽管理者が変更になったとき、浄化槽を廃止したときは、必ず鳥取県西部総合事務所まで届け出してください。

### 定期的に必要な管理作業等

①保守点検（年3～4回以上※、県知事登録の保守点検業者に依頼）



◆問い合わせ・届出先  
鳥取県西部総合事務所  
☎ 0859-31-9323  
FAX 0859-31-9333  
ヒヤネット

※保守点検・清掃の回数は浄化槽の規模や種類により異なります。